

令和4年度(2022年度)鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会 概要

【日時】 令和5年1月11日(水) 午前10時00分から11時20分まで

【場所】 鎌倉生涯学習センター 第5集会室

【委員】 東樹 康雅(鎌倉市PTA連絡協議会 会長)

櫻井 博美(鎌倉市教育委員会教育センター スクールソーシャルワーカー)

山本 彩(神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 スーパーバイザー)

中西 和宏(鎌倉警察署 生活安全課長)

甲斐 義博(大船警察署 生活安全課長)

河合 幸子(市立小学校長会 代表)

河合 克也(市立中学校長会 代表)

矢作 拓(地域共生課 担当課長)

瀬谷 公重(こども相談課長)

小林 瑞幸(青少年課長)

【次第及び内容】

1 開会

2 教育指導課長あいさつ

3 委員自己紹介、会長選出

会長：河合克也委員、中西委員の代理：滝田(鎌倉警察署 生活安全課 少年係 係長)

4 報告・協議等

(1) 連絡協議会の扱いと会議録について

- 会議は、原則公開。
- 署名委員は、櫻井委員、河合(幸)委員

(2) 「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告等

- 「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告等について委員からの主な質問

Q いじめの態様について、その他はどのような内容か？

A いじめの態様は多岐にわたる。さまざまな状況が複雑に絡み合い、どの項目にも分類できない内容である。

Q 重大事態とはどのような状況か？

A 生命に関わること、いじめによる不登校で年間30日を目安とした欠席、保護者からの申し立てにより、調査・報告を行うものである。

Q 暴力行為といじめの件数について、同じ児童・生徒の行為はどのように計上されるのか？

A 同じ児童・生徒であっても10回暴力行為を行った場合は、10件として計上される。

Q いじめの認知件数が増加したことについて、どのような取り組みを行ったのか？

A 児童・生徒指導担当者会等で、いじめの捉え方について説明し、その意識が浸透していった。

- Q 不登校の状況について、コロナとの関係はあると考えているか？
- A 集団に入ることへの不安から登校できないケースもあるため、影響がないとは言えない。
- Q いじめや不登校への心理的ケアなど、小・中学校で工夫の違いはあるか？
- A 小・中学校で大きな違いはない。大切なことは共通している。
- Q 現在の暴力行為の内容は、どのようなものがあるか？
- A 遊びの延長の中で、手がでてしまうケースが多く報告されている。
- Q 暴力行為の件数について、令和2年度から令和3年度に大きく増加している。コロナとの関係はあると考えているか？
- A 令和2年度は休校期間があり、計算する期間が短かったこともある。コロナに関係する人間関係の変化も影響はあると考えられる。
- Q いじめの態様について、小学校で金品をたかられるケースが1件あるが、通常小学校でも起きるケースなのか。
- A 傾向としては、大きく変わっていない。ケースとしては、友人関係の中で物をおごった際、今回はおごってくれないのか、等のやりとりの中でトラブルになることがある。
- Q スクールバディの取組について、相談室開設とあるが、生徒が聞き役ということか？
- A 生徒が聞き役ではあるが、聞いた生徒がひとりで抱え込んでしまっはいけないので、相談者本人が解決できるような声掛けをしたり、相談者を協力者につなげたりする役割として活動している。

(3) いじめ問題等に係る各関係機関の取組について

- ▶ 各機関の業務や活動内容、いじめ防止に関わる取組、情報提供
- ・「かまくらでスマホを考える7ヶ条」かますま7を発行。スマホの使い方について、啓発活動を行っている。
 - ・教育相談員が各学校を巡回している。気になることは、担任・管理職と共有。いじめ問題についてもキャッチできるようにしている。
 - ・虐待の背景の中で、いじめが起きていることがある。虐待を受けてた子に関して、家庭で安心・安全が守られておらず、家庭に封じ込められた中でいじめが起きると、虐待の問題ではなく、いじめだけが開示されることがある。多角的視点を持って寄り添うことが必要。
 - ・いじめの相談にのり、学校や関係機関と情報共有し、連携することがある。また、少年相談・保護センターにつなげることもある。いじめ問題の中で、犯罪行為があれば事件化することもある。未然防止の観点からは、ネットトラブルも多いので、学校でサイバー教室や防犯教室を行うこともある。
 - ・自殺について、いじめが関係することも考えられるが、いじめに関する相談は最近ない。関係機関が適切に対応しているということ。いじめに関して事件化する場合は、携帯電話から加害者が特定できることがある。
 - ・日頃の様子は、担任がよく観察している。また、道徳の授業を活用、集会の中でいじめの話をすることもある。必要に応じて他機関とも連携している。
 - ・いじめ相談ダイヤル等が書かれている相談窓口カードを小中学生向けに配付している。
 - ・虐待が中心であるが、いじめに関する相談があった場合は教育センターと連携し、切れる

ことのない体制づくりをしている。

- ・放課後かまくらっ子事業の中で、児童の放課後の居場所づくりをすすめている。トラブルがあった場合、学校の関係性を引きずって児童がやってくる。その際は、学校と情報共有しながらすすめている。様々な関係性を持つことができるため、いじめを防ぐことにもつながっている。
- ・自分の人権だけでなく、人の人権も大切にしていこうと話をしている。すべての教育活動を通して、人権の尊さを教えていこうと話をしている。

(4) いじめ重大事態についての経過報告

(5) その他

5 その他

6 閉会